牛込　昭洋	平18. 11. 22	株式会社メトロアドエージェンシー顧問	株式会社メトロアドエージェンシー取締役相談役
			株式会社メトロアドエージェンシー代表取締役社長
			帝都高速度交通営団理事
			中央労働委員会委員
宗岡広太郎	平20. 11. 26	株式会社日立製作所名誉顧問	株式会社日立製作所特命顧問
			中央労働委員会委員
島野　佳伸	平20. 11. 26	三菱重工業株式会社顧問	三菱重工業株式会社監査役
			中央労働委員会委員
染森　宣雄	平20. 11. 26	新日鐵住金株式会社顧問	産業振興株式会社監査役
		中央労働委員会委員	
齋尾　親徳	平20. 11. 26	日本郵便株式会社取締役副社長兼執行役員副社長	日本郵政公社理事
		中央労働委員会委員	
佐藤　洋子	平20. 11. 26	中央労働委員会委員	財団法人津田塾会常任理事
髙原　　徹	平22. 12. 15	中央労働委員会委員	東京レコードマネジメント株式会社代表取締役社長
			日本原子力防護システム株式会社常務取締役総務部長
			東京電力病院事務部事務長
子原　正明	平22. 12. 15	中央労働委員会委員	日本ＩＢＭ株式会社人事管理労務企画部長
石原　正喜	平22. 12. 15	倉敷紡績株式会社顧問	倉敷紡績株式会社取締役常務執行役員
		中央労働委員会委員	
大矢　和子	平22. 12. 15	株式会社資生堂顧問	株式会社資生堂常勤監査役
		中央労働委員会委員	日本監査役協会理事
田中　　清	平25. 3. 6	東京経営者協会専務理事	社団法人日本経済団体連合会専務理事
		中央労働委員会委員	
富田　敏徳	平25. 3. 6	三菱重工業株式会社特別顧問	株式会社菱友システムズ代表取締役社長
		中央労働委員会委員	
梁川　　卓	平25. 3. 6	株式会社メトロフードサービス代表取締役社長	東京地下鉄株式会社常勤監査役
		公益財団法人メトロ文化財団理事長	
		中央労働委員会委員	
宇多田　元	平25. 3. 6	昭和電工株式会社顧問	昭和電工ガスプロダクツ株式会社常務取締役
		中央労働委員会委員	
東　　明洋	平23. 2. 16	中央労働委員会事務局長	東京労働局長
杉浦　信平	平23. 8. 3	中央労働委員会事務局次長	国土交通省大臣官房審議官
			国土交通省住宅局担当併任
白川　欽也	平24. 9. 19	中央労働委員会事務局次長	兵庫労働局長

公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４４２号

神奈川県茅ヶ崎市本村３丁目５番36号

債務者　遠藤　悦雄

1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで

5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後４時

横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１号

静岡県磐田市竜洋中島951番地１、前住所静岡県浜松市東区積志町25番地の２

債務者　袴田　潤二

1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで

5　免責審尋期日　平成25年５月24日午前10時30分

静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第８８号

静岡県磐田市富士見町１丁目10番地５　シティハイムサンシャイン102号

債務者　寺田　　豪

1　決定年月日時　平成25年３月26日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで

5　免責審尋期日　平成25年５月24日午前10時30分

静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１００号

静岡県浜松市南区安松町74番地の８

債務者　齋藤かな子

1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで

5　免責審尋期日　平成25年５月24日午前10時30分

静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１３１号

岡山県玉野市宇野３丁目15番３号

債務者　髙木　義仁

1　決定年月日時　平成25年３月26日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで

5　免責審尋期日　平成25年６月６日午前10時

岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７０号

横浜市西区境之谷79番地　第３白ゆり荘101号

債務者　佐藤千恵子

1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで

5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後４時

横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１８号

神奈川県鎌倉市大船３丁目11番10号　エクセル大船201

債務者　日野　昭夫

1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで

5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後４時

横浜地方裁判所第３民事部